

資料 ③

長野県ボブスレー・リュージュ連盟専門委員会規程

<設置>

第1条 長野県ボブスレー・リュージュ連盟規約第17条に関わり専門委員会（以下『委員会』という）を設置しその規程を以下のとおりに定める。

<目的>

第2条 委員会は長野県ボブスレー・リュージュ連盟の業務を専門的に分担し専門の事項に付いて調査審議し企画・立案・実施をして本連盟の目的達成に寄与するものとする。

<委員会と業務>

第3条 委員会に次の部門を置きそれぞれにその専門業務を担当する。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 総務・広報委員会 | 会務全般、運営資金の調達、予算執行、決算、渉外に関わること、
情報・記録の収集整備、県連ニュース発刊、ホームページ管理 |
| (2) 競技運営・審判委員会 | 競技会の企画運営、審判員の養成と研修、競技役員の配置、競技運営機能向上に関わること |
| (3) 強化・普及委員会 | 選手発掘・育成・強化に関わること、そり競技普及事業の立案と推進、競技用具・器具・備品の管理 |

<委員会の役員>

第4条 委員会に委員長1名、副委員長若干名の役員を置く。

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| (1) | 委員長は理事及び専門委員より会長が選任、委嘱する。 |
| (2) | 委員長は委員会を代表し会務を統括する。 |
| (3) | 副委員長若干名は各委員会で委員の互選により選出する。 |
| (4) | 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。 |

<委員の任期>

第5条 委員の任期は2年とし留任を妨げない。また欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残留期間とする。

<会議>

第6条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

第7条 委員長会を理事長が必要に応じて招集し理事長が議長となりかく委員会の連携、調整を図る

<補則>

第8条 この規程に定める他に委員会の運営に関し必要な事項は役員会に諮り定める。

付 則 1

1. この規程は平成 2 年 7 月 18 日から施行する。

付 則 2

1. この規程は平成 10 年 5 月 20 日から施行する。

付 則 3

1. この規程は平成 12 年 6 月 3 日から施行する。

付 則 4

1. この規定は平成 13 年 5 月 12 日から施行する。

付 則 5

1. この規定は平成 15 年 5 月 26 日から施行する。

付 則 6

1. この規定は平成 18 年 6 月 日から施行する。